

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東馬込一丁目一八番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区矢部一丁目九番二〇号第二今井荘六号
被相続人 亡 水野 優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町五丁目一番四号山崎商事本社ビル二階C号室前場総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 前場 俊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市真木山二四二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 原田 保男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

新潟県燕市井土巻二丁目二三番地ミナミビル一〇三号
相続財産清算人 弁護士 廣田 貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市大野町四丁目力六二番地、最後の住所石川県白山市宮永町四八一番地
被相続人 亡 小幡 徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

石川県金沢市横山町五番四号
相続財産清算人 司法書士 塩谷 和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市田京六〇一番地一、最後の住所静岡県伊豆の国市田京六〇一番地の被相続人 亡 松澤 聖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

静岡県沼津市市場町二番七号
相続財産清算人 弁護士 山本 孝介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西春日井郡豊山町大字青山一八四四番地、最後の住所愛知県一宮市春明字西張瀬八六番地一 被相続人 亡 川村 裕吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二
鈴木泉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川地 美帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市小信中島字上郷西三九九番地一、最後の住所愛知県一宮市小信中島字上郷西三四九番地
被相続人 亡 小川 隆利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

愛知県一宮市栄四丁目一番一三三号 シュケル栄六〇三三号 ききよう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 阪本 周

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字稲荷前二六〇番地、最後の住所愛知県一宮市三条字通二一番地二 被相続人 亡 宮川 浩幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

愛知県丹羽郡扶桑町柏森辻田三三三番地
弁護士法人こじま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小嶋 道明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市南清水二二番、最後の住所兵庫県尼崎市南清水二二番八号
被相続人 亡 大森嘉雅輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

兵庫県西宮市松原町四番一号 西宮ステーションビル三二二号室 西宮法律事務所
相続財産清算人 弁護士 芦原 健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市三条町一七番、最後の住所兵庫県芦屋市三条町一七番二一〇一号
被相続人 亡 栗岡 俊行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

兵庫県芦屋市船戸町四一ラポルテ本館三二二芦屋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三迫 政弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡郡家町大字大門一三番地一、最後の住所鳥取県八頭郡郡家町大字大門三七一番地二 被相続人 亡 谷尾智恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

鳥取県鳥取市南吉方一丁目六三番地一農協共済福祉事業団第二ビル二階三谷法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小松 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市古川沢一八番地一七、最後の住所鳥取県倉吉市古川沢一八番地の被相続人 亡 高橋 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

鳥取県倉吉市上井町一丁目一九七番地尾西総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 尾西 正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬市美馬町字明神原四三番地、最後の住所岡山県岡山市北区青江一丁目五番四号 パシフィック青江一〇七 被相続人 亡 小笠原 勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

岡山市北区南方一丁目四番一八番町ビルディング一〇二
相続財産清算人 弁護士 安田 祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県小郡市上西鯉坂一七四番地二、最後の住所福岡県小郡市上西鯉坂一五八番地 被相続人 亡 飯田與三春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十九日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目一六番二〇号 不二法律事務所
相続財産清算人 弁護士 今泉 忠

第23期決算公告

令和8年7月22日

埼玉県狭山市大字水野字月見野432番地4

株式会社ヒューベス

代表取締役 関根 圭一

貸借対照表の要旨(令和8年5月31日現在)

科 目		金 額(円)
資 産 部	流動資産	217,053,747
	固定資産	3,887,614
	資産合計	220,941,361
純資産及び負債部	流動負債	75,945,269
	固定負債	117,207,000
	資本	27,789,092
	剰余金	10,000,000
	利益剰余金	17,789,092
	その他利益剰余金	17,789,092
	(うち当期純利益)	(6,007,320)
負債・純資産合計		220,941,361